

トラストサービス検討ワーキンググループ（第8回） 議事要旨

1 日 時

令和元年6月24日（月）14:00～15:00

2 場 所

総務省8階 第1特別会議室

3 出席者

（構成員）手塚主査、宮内主査代理、新井構成員、小川構成員、楠構成員、繁戸構成員、柴田構成員、袖山構成員、中村構成員、西山構成員、宮崎構成員

（オブザーバー）吉田内閣官房情報通信技術総合戦略室参事官、周藤法務省参事官室局付、中村法務省法務専門官、布山経済産業省情報プロジェクト室係長、河本経済産業省サイバーセキュリティ課課長補佐、山内一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事

（総務省）竹内サイバーセキュリティ統括官、泉大臣官房審議官、木村参事官（総括担当）、近藤参事官（国際担当）、赤阪参事官（政策担当）、豊重サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐、小笠原大臣官房企画課長、山路データ通信課長、小高情報システム管理室長、寺田外国人住民基本台帳室長

4 配付資料

資料8-1 トラストサービス検討ワーキンググループ中間取りまとめ（案）

参考資料8-1 トラストサービス検討ワーキンググループ（第7回）議事要旨

5 議事要旨

（1）開 会

（2）議 題

① 前回会合の振り返り

事務局から参考資料8-1に基づき、前回会合の振り返りが行われた。

② 中間取りまとめ（案）について

事務局から資料8-1について説明が行われた。

③ 意見交換

事務局説明の後、意見交換が行われた。主な意見等は次のとおり。

宮内主査代理：資料8-1の大部分は、データの出もとに関する記載であるが、

署名やタイムスタンプを利用して何かを証明するデータの受け手を制度の中でどのように位置づけるかも非常に大きな課題である旨について記載すべき。

豊重参事官補佐：今後、最終取りまとめに向けてその点についても議論したい。

宮内主査代理：特にタイムスタンプの署名に係る認証局の廃業の際はデータの受け手に大きな影響を及ぼす。これから検討を進めるにあたって、非常に重要な観点。

中間取りまとめ（案）はニーズベースで記載されているが、今後はどのような制度をつくるべきかというところまで検討を深めるか。

豊重参事官補佐：ユーザーのニーズは引き続き捉えていくことに加え、今後は特にリモート署名、タイムスタンプ、e シールについて、制度化に向けて検討を深めていく。

西山構成員：資料 8-1 の 11 ページで技術的な基準、法制度、トラストサービス提供事業者に対する評価・検討体制の確保の三つの観点が挙げられているところ、トラストサービスプロバイダーが信頼のおける事業者か否か、すなわちトラストアンカーをエンドユーザーに開示していくことも四つ目の観点として重要。我が国の現行の制度でも、電子署名であれば官報に認定認証事業者の秘密鍵のハッシュが記載されていたり、タイムスタンプであれば認定機関である日本データ通信協会のホームページに開示されていたりすることを通じて、どの事業者が信頼のおける事業者かを確認できるが、今後はより幅広いトラストサービスについても同様に確認できる仕組みが必要。

EU ではトラストリストというマシンリーダブルなスキームを用いて確認でき、トラストサービスを支える四本の柱として、先ほどの三つの観点に加えてトラストアンカーの開示を挙げている。EU との相互承認に向けては、マシンリーダブルということも視野に入れつつ、トラストアンカーの開示方法について議論をすべき。

豊重参事官補佐：御指摘の点については、引き続き議論してまいりたい。

柴田構成員：トラストサービスは継続性のある制度を構築していくことが重要である旨を中間取りまとめにおいても明示すべき。

小川構成員：トラストサービスに関する技術が安定的に運用されているかを監視する体制も必要である旨中間取りまとめに追記いただきたい。

宮内主査代理：リモート署名において、証明書を発行する認証業務とサーバーにおける秘密鍵の管理は概念的に別であるところ、13 ページにある「リモート署名について、特定認証業務と認定認証業務に係る基準の具体化」とは、どのような趣旨か。

豊重参事官補佐：リモート署名を行う事業者が仮に電子署名法の中で業務を行うときに、特定認証業務、認定認証業務に係る基準がどうあるべきかという議論が必要という趣旨。

宮内主査代理：秘密鍵の取扱いについて、整理が必要ということか。

豊重参事官補佐：然り。また、秘密鍵があるサーバーにどうアクセスするか、その運用について制度的に措置をする必要があるかないか。あるいは、セキュリティ確保の観点で技術的な要件があれば、どのように認証業務として位置づけるか、整理が必要。

宮内主査代理：リモート署名を実際に打つところの話に聞こえる。認証業務を行う認証局が秘密鍵を渡したら、その後、認証局が秘密鍵を管理することはあり得ないのではないか。

赤阪参事官：現在は認証事業者が、例えば秘密鍵を格納した IC カードをどのように申請者に確実に届けるかを認定の基準にしている。リモート署名において、クラウド事業者を介在させた場合、どのような形でその仕組みが担保できていれば、認証事業者に対して認定をすることができるかといったことが一つ論点として考えられる。今の電子署名法はクラウドといった新しい技術に十分制度的に対応できていない部分があり、リモート署名についても制度的に対応できるようにしましょうというのがこの中間取りまとめまでに整理されたこと。その上で、電子署名法について何か改めなければいけないことがあるか、その下位規定でどのような位置づけにしなければいけないかは、これからいろいろご意見を賜った上で、関係省庁ともあわせてより詳細な検討をしたい。

宮内主査代理：承知した。

宮崎構成員：資料 8-1 の 18 ページに「IoT 機器の廃棄に関して、データの出所を後で追跡や検証する際には検証用の鍵が必要となるため、廃棄の際の鍵の扱いなどについても検討が必要」と記載されているが、廃棄の際に取扱いを注意すべきは、検証用の鍵ではなく秘密鍵である旨明記されたい。

柴田構成員：資料 8-1 の 19 ページに「タイムスタンプ事業者がサービスを提供しており、国税関係の帳簿保存など一部の分野において」との記載があるが、正しくは「国税関係書類の保存」であるため、訂正願いたい。

中村構成員：今後社会のデジタル化が進む中で、それぞれの事業者ごとのトラストサービスが構築してガラパゴス化するとデジタル化を妨げることにもなりかねない。中間取りまとめの第 1 章で、健全な市場環境の構築という観点をもう少し丁寧に説明し、日本社会全体に共通的な仕組みとして普及させるために、トラストサービスの在り方を議論していくというメッセージを強く打ち出すべき。

新井構成員：資料 8-1 の目次について、4.2 は「組織を対象とする認証」とされており、また、4.3 は「ウェブサイト認証」とされており、サービス名を焦点に当てているか、抽象的に組織を対象とする認証に焦点を当てているか、レベル感にばらつきがあるように感じられるため、統一すべき。

袖山構成員：消費税の適格請求書の発行事業者は国税庁のサイトを使うことにな

る旨を明記した上で、関係省庁との調整が必要である旨を追記願いたい。

繁戸構成員：建築関係についても建築確認申請等の行政手続の電子化が進んでいる一方で、様々な改ざんや偽造の問題も発生しており、信頼性を担保するためにもトラストサービスのような仕組みが早期に整備され、安心・安全に建物を利用できる基盤が構築されることを期待。

楠構成員：法人の印鑑証明を利用して行っていた手続を、デジタルの世界でもユーザー側にとって簡便かつ信頼をもって利用可能な仕組みができれば、電子契約をより便利に活用してもらえると期待。

④ その他

事務局から、中間取りまとめ（案）を意見公募手続にかける旨の説明があり、手塚主査から、提出された意見等を踏まえた修正については主査一任とする旨の提案があり、了承された。また、竹内統括官より挨拶があった。さらに、事務局より次回の日程について説明があった。

(3) 閉会

以上